

大井町地域防災計画改訂に伴うパブリックコメント (意見募集)の結果について

「大井町地域防災計画」の改訂にあたり、その素案をお示しするとともに、パブリックコメント（意見募集）を実施しましたところ、3名の方からご意見をいただきました。ご意見の提出、誠にありがとうございました。

この度、実施結果がまとまりましたので、次のとおりお知らせいたします。今後はいただいたご意見などを精査いたしまして、大井町地域防災計画の改訂に反映してまいります。

1 意見募集方法

- 募集期間：令和5年2月11日（土曜日）から令和5年2月24日（金曜日）まで
- 改訂案の公表場所：大井町役場（2階防災安全課）及び町ホームページ
- 提出方法：電子メール、郵送、ファクシミリ、防災安全課へ直接持参
- 意見件数：15件（提出者3名。電子メールによる提出2名、窓口への書面による提出1名）

2 ご意見及びご意見に対する回答

大井町地域防災計画改訂案に対する意見募集の実施結果〔PDFファイル〕

3 おことわり

実施結果の表中、意見の概要については全体のトーンを合わせるために、意味合いを変えない範囲で修文させていただきました。

大井町地域防災計画改訂案に対する意見募集の実施結果

番号	該当箇所	意見の概要	ご意見に対する回答
1	P48 町民の役割	<p>自助、共助、公助の言葉は知っているが、それぞれの意味することへの理解が不足している。町の行事やイベントごとに周知する必要があると感じる。出前講座もさらにPRし、ひとりひとりの自覚と意識を高めることも大切である。5人以上の集まりがあれば呼び掛けするように心がけたり、講座の内容が参考になるという町民からの声が掲載できれば、より関心を持つことができるのではないか。</p>	<p>計画の性格上、町民からの声は「広報おい」等へ掲載し、この項においては「1 町民(3)」の項に町民等の役割として「町民の出前講座等の活用など」について加筆することとします。</p>
2	P53 計画の目標	<p>迅速、的確な活動ができる態勢を整えるとあるが、文字だけではわかりにくい場合、絵、イラスト、ピクトグラムのような表示も併用しながら誰でも親しみやすい周知の方法を検討して欲しい。どんな立派な目標を立てても内容が理解できないのでは効果は期待できない。</p>	<p>避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用することとなっており、P80「2 避難・避難場所の周知徹底」の項に周知する旨も含めて記載されておりますが、周知徹底要領については今後とも広報紙や出前講座等を通じ、周知していきたいと思っております。</p>
3	P59 オープンスペースの確保	<p>大井町は農地が新しい住宅等に代わっていきつつあり、オープンスペースの確保は災害時には大切な役割を果たすと言える。住む近くにどのようなオープンスペースがあるかによって避難時に役立つこともある。緑地、農地の保全については所有者の協力も大切になることを考える必要がある。</p>	<p>ご意見のとおりであり、概要は既に記載されていることから、P59「オープンスペースの確保」については修正なし、といたします。</p>

大井町地域防災計画改訂案に対する意見募集の実施結果

番号	該当箇所	意見の概要	ご意見に対する回答
4	P82 ペット対策	<p>犬や猫、動物たちもダメとは言わず、避難所へ入れて欲しい。</p>	<p>ご意見のとおりであり、概要は既に記載されていることから、P82「9 ペット対策」については修正なし、といたします。</p> <p>事前にペット同行避難のルールを作成し、地域住民にそれを周知することとします。必要に応じ、指定避難所におけるペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努めてまいります。この際、避難所運営委員会の構成員たる自治会や避難者への理解を求めてまいります。</p>
5	P85～P92 要配慮者対応	<p>現在、大井町には災害弱者と言われる高齢者、障がい者、外国籍の町民が多く居住していることから、状況に配慮した対応、それぞれの特性や一般的な避難が困難な場合の対応をデータ化しておく必要がある。要配慮者への登録を促進することや避難の場合、聴覚・視覚・身体の障がいのそれぞれの対処要領について詳細な記録も準備する必要がある。</p> <p>また、外国籍の町民への対応は言語、習慣、文化などの違いから、宗教上、食べられないものもあることをはじめとした不便さの解消をどのように対応するかを検討する必要がある。</p>	<p>災害弱者は防災行政上、「要配慮者」という言い方をしていますが、ご意見のとおりであり、P85「1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」の文中、(1)にて避難行動要支援者名簿には避難支援等に携わる関係者と連携して必要事項を記載すること、(4)において平常時から連携すること、P86「3 避難対策」、P87「5 外国籍の町民への対策」において安全確保への体制整備に関し、記述してあることからこの項については修正なし、といたします。</p> <p>なお、宗教上の理由による食材に関しては、外国籍の方のみならず、我が国は憲法上、信仰の自由を保障しており、その全体像を把握することは難しいことから、検討は大井町防災備蓄計画（仮称）等において優先順位を決めて整備していくこととします。</p>

大井町地域防災計画改訂案に対する意見募集の実施結果

番号	該当箇所	意見の概要	ご意見に対する回答
6	P87 外国籍の町民対応	社会福祉協議会は災害時に外国語ボランティアを確保しているようだが、迅速に対応できるように防災訓練などにも参加するように協力を求めているかどうか。	ご意見のとおりであり、概要は既に、P87「5 外国籍の町民への対策（２）」に記載されており、外国籍の方については防災訓練への参加を促進することとしています。また社会福祉協議会についても、P108「2 ネットワークづくりの推進（１）」にボランティアセンターの設置・運営訓練を行うこととなっていることから、この項については修正なし、といたします。
7	P93 防災教育の充実	教わる側がどうしたら防災が身につくかを自ら考え自ら行動できるように、防災がより身近に感じられる、防災作文や防災小説、俳句や短歌といった生活に溶け込んだ形での啓発が必要ではないか。	ご意見のとおりであり、概要は既に記載されていることから、P93「3 防災教育の充実」については修正なし、といたします。 計画案の記載のとおり、児童・生徒等各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために防災教育の充実を図ってまいります。具体的な教育内容については各学校長の専管事項となりますので、ご意見を共有いたします。
8	P104 町民提案、女性リーダーの養成	この防災計画がより内容豊かで、身近に感じてもらうためには、地域の自治会や自主防災組織からの提案を多く反映できるかにかかっているのではないかと。各自治会の自主防災組織が日ごろからどのような活動をしているか等、事例が記載されると参考になるのではないかと。女性リーダーの養成も小田原市が女性消防団（うめこまち）を結成し、地域の防災啓発活動で活躍中と聞く。大井町も女性の活躍する場を広げる方法を検討して欲しい。	ご意見のとおりであり、概要は既に、P104「2 自主防災組織の強化」に記載されていることから修正なし、といたします。 計画の性格上、各自主防災組織の活動については、これまでどおり「広報おおい」等へ掲載していきたいと思っております。 女性リーダーの養成につきましては、自主防災組織リーダー等研修会を通じ、幅広く参加を募っているところでありますが、女性の参加が低調であることは否めません。今後も引き続き検討していきたいと思っております。

大井町地域防災計画改訂案に対する意見募集の実施結果

番号	該当箇所	意見の概要	ご意見に対する回答
9	P106. 社協との協議、町民への周知	<p>社協は災害時ボランティアの受け入れを担うようだが、町の防災計画にどの程度関与しているのか、町民に周知されているのか。災害時、マスコミで社会福祉協議会が災害ボランティアを組織して被災者救助に活躍する姿を見聞きする。大井町の場合はどうなっているのか町民に周知すれば協力者も増えるのではないかと。特にコロナ禍で外部のボランティアが受け入れられない場合、町内での人材が大切な役割を果たすことになる。日常的に防災訓練時に顔合わせをしておけば安心できると考えるが実態はどうなのか。</p>	<p>ご意見のとおりであり、概要は既に記載されていることから、P106「災害救援ボランティア活動の充実強化」については修正なし、といたします。</p> <p>大井町社会福祉協議会は、大井町防災検討委員会にオブザーバーとして参加いただき、計画の改訂に年度当初より関与していただいております。また令和5年度は防災訓練等に参加していただくこととなっておりますので、今後、活躍の場面は広報等を行っていききたいと思います。</p>
10	P110 防災訓練	<p>自治会で定期的に防災訓練を実施することが多いが、地域によって実施内容や参加人数に差が出ている。各自治会の事例を学びながら実態にあった訓練を模索することは防災の意識を高めるきっかけになる。様々な災害に対処できるように夜間の災害対応など災害の種類や条件を変えて訓練することもいざという時にうろたえないですむ。また、災害弱者と言われる方々もできるだけ訓練に参加して体験することで心構えが違ってくるのではないかと。</p>	<p>ご意見のとおりであり、概要は既に記載されていることから、P110「防災訓練の実施」については修正なし、といたします。</p> <p>ご指摘の「各自治会の事例を学びながら」の件について、町内の各自治会のことであれば、今後、自主防災組織リーダー等研修会等において意見交換を行うなどの場を設けたいと思います。自主防災組織の訓練内容については引き続き啓発していききたいと思います。</p>
11	P150 避難対策	<p>第2章第5節「避難対策」とあるのは「避難活動」の間違ひではないかと。</p>	<p>上位計画の改訂に迅速に対応できるように、今回、各項目や用語を県計画に整合させました。</p>

大井町地域防災計画改訂案に対する意見募集の実施結果

番号	該当箇所	意見の概要	ご意見に対する回答
12	P157 車中泊対応	以前から車中泊の件は話題にあがっており、健康上の問題もあるとのことで推奨はされていないが、避難所へいけない人たちの中で、家屋の状況により避難できないが庭で生活空間がある場合、車中泊も次善の策との見解もある。さらに企業の駐車場が一時的にでも借りられればなお良い。	ご意見のとおりであり、概要は既に記載されていることから、P157「(1) 避難所の運営 オ項」については修正なし、といたします。企業の駐車場を臨時に使用する案については、今後も引き続き検討していきたいと思えます。
13	P159～P201 要配慮者	どんな災害でも災害弱者と言われる人たちは、一般的に避難行動において後れを取りがちである。情報不足であったり近所付き合いが希薄であったり、コミュニケーションが取りにくい状況（聴覚障がい、視覚障がい、言葉が理解できない外国人等）だと避難が遅れてしまう。これらのハンディを克服するための方法を検討する必要がある。絵やイラストなど文字以外での伝達方法も取り入れて、誰一人取り残さない工夫が必要である。	ご指摘のとおりであり、「コミュニケーションに関する着意事項」について、「11 要配慮者への配慮」の項に加筆させていただきます。
14	P235 避難対策	本来考えるべきは、自分がどう行動するかを普段から認識してもらうために、マイタイムラインの作成を推奨し、自らの避難そして共助による避難につなげるべきではないか。	ご指摘のとおりであり、その必要性からこれまでハザードマップ勉強会や出前講座、防災講話等においてマイタイムラインの作成を推奨してきたところでありますので、「町民等がとるべき行動等」の項目において加筆させていただきます。

大井町地域防災計画改訂案に対する意見募集の実施結果

番号	該当箇所	意見の概要	ご意見に対する回答
15	P238 要配慮者利 用施設	<p>福祉避難所として町内の各福祉事業所が挙げられるが、入所者以外の方が緊急に利用することは協定や事前の確認を行った上でないと混乱してしまうので、町と事業所との間で話し合いを進めて欲しい。</p> <p>また、保健福祉センターの災害時の役割を町民に周知しておかないと、誤解を招くことになりかねないかと心配だ。</p>	<p>ご意見のとおりであり、概要は既に、P79、P86に記載されていることから、P238「要配慮者利用施設における避難対策」については修正なし、といたします</p>
-	その他	<p>本計画改訂案へのパブリックコメント以外にも大変貴重なご意見をいただきました。今後の防災行政の参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の当初から町民が関わる枠組みを作れば、町民の防災意識の向上になるのではないか。 ・国や県が毎年のように改訂していることに対して、町も後手後手にならないようにしてはどうか。 ・地域防災計画はバイブルにはなるが、実際には下位にあたるマニュアルが大切である。 	